

中学校夜間学級の設置に関する調査報告書

平成 29 年 3 月

岩手県中学校夜間学級の設置に関する検討委員会

I	はじめに	1
II	調査研究の取組	1
III	先進地視察	2
	1 訪問先	2
	2 日程	2
	3 対応者	2
	4 東京都教育庁地域教育支援部視察の概要	2
	5 葛飾区立双葉中学校夜間学級視察の概要	5
IV	ニーズ調査について	7
	1 一次調査（各市町村教育委員会を対象とした公立中学校夜間学級の設置に係る調査）	7
	2 二次調査（県内在住外国人へのアンケート調査）	13
V	検討委員会の協議について	14
	1 第1回検討委員会	14
	2 第2回検討委員会	14
	3 第3回検討委員会	14
VI	本調査研究のまとめと今後の方向性	15
	1 視察調査から	15
	2 一次調査、二次調査から	15
	3 検討委員会のまとめ	16
	4 今後の方向性	16
	【参考資料】 検討委員会会議記録	17
	平成28年度岩手県中学校夜間学級の設置に関する検討委員名簿	28

I はじめに

中学校夜間学級は、外国人を含めた義務教育未修了者の就学機会の確保に重要な役割を果たしており、今後は、不登校等により実質的に十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した者の受入れという役割も期待される一方、その設置は全国で8都府県に留まっている。本県においても夜間学級の設置はなく、各市町村等におけるニーズの把握も進んでいない状況にある。

そこで、本年度、「中学校夜間学級の設置に関する検討委員会」を立ち上げ、国の動向も注視しながら、県内のニーズや設置の必要性について様々な角度から調査研究、検討を行ってきた。

本報告書により、これらの調査研究及び議論の結果について、以下のとおり報告するものである。

II 調査研究の取組

【8月25日（木）】

先進自治体視察…福島県教育委員会訪問

- ・要望、ニーズ等の状況等、市町村へのアンケート調査の状況とその後の活用等の聞き取り調査

【9月26日（月）】

第1回岩手県中学校夜間学級の設置に関する検討委員会（15時～ 県民会館第4会議室）

- ・調査研究の計画、内容等の検討

【10月～11月】

県内市町村教育委員会への一次調査実施

- ・各市町村教育委員会及び各市町村の関係部署等を対象とした、要望、ニーズ等の状況調査

【11月28日（月）】

先進自治体及び先進校視察…東京都教育委員会及び葛飾区立双葉中学校夜間学級訪問

- ・教育委員会としての取組状況、設置までの検討の過程、推進課題、入学条件や受入に関すること、教員の配置や研修、教材その他学校運営に関すること等の聞き取り調査
- ・授業参観、教員の配置や研修、教材その他学校運営に関すること、給食に関すること、学校行事、地域との交流、他校との交流等に関すること等の聞き取り調査

【12月20日（火）】

第2回岩手県中学校夜間学級の設置に関する検討委員会（15時～ 県庁12階特別会議室）

- ・先進自治体及び先進校視察の報告
- ・一次調査の結果集約等の報告
- ・二次調査の在り方について検討

【1月】

外国人を対象としたニーズ調査の実施（二次調査実施）

- ・県内在住外国人への聞き取り調査（国際交流協会を通じ各市町村の国際交流団体等に協力依頼）

【2月7日（火）】

第3回岩手県中学校夜間学級の設置に関する検討委員会（15時～ 県民会館第4会議室）

- ・調査研究を踏まえた本県における設置の方向性について
- ・調査研究結果のまとめ

【3月】

報告書の作成・配付

Ⅲ 先進地視察

1 訪問先

東京都教育庁（東京都庁 40 階） 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
葛飾区立双葉中学校 〒124-0003 東京都葛飾区お花茶屋 1-10-1

2 日程

平成 28 年 11 月 28 日（月）

東京都教育庁訪問 14 時 30 分～15 時 15 分

葛飾区立双葉中学校訪問 16 時 30 分～18 時 30 分

3 対応者

（岩手県）

岩手県教育委員会事務局	教育次長兼学校教育室長	川上 圭一
	学校教育室義務教育課長	藤岡 宏章
	主任指導主事	三浦 秀行
	主 査	佐藤 律子

（東京都教育庁）

地域教育支援部	義務教育課長	岩野 恵子 氏
	義務教育課統括課長代理	加藤 弘 氏
	義務教育課統括指導主事	中谷 愛 氏
	義務教育課（小中学校担当）	岡田 淳也 氏

（葛飾区立双葉中学校）

統括校長	江田 真朗 氏
（夜間）副校長	森橋 利和 氏

4 東京都教育庁地域教育支援部視察の概要

（1）説明

① 概要

- ・ 目的 …… 学齢を超過した義務教育未修了者等に対する教育の場として設置。東京都独自の取組として、中国からの引揚帰国生徒が昭和 40 年以降増加したため、受け入れ先として日本語学級を設置してきた。
- ・ 根拠法令 …… 学校教育法施行令第二十五条第五号（市町村立学校等の設置廃止等についての届出）
- ・ 発足経緯 …… 戦後混乱期の家庭的、経済的理由による中学校の長期欠席者の対策として、二部学級を設け、夜間に授業を行った。現在 8 校設置されているが、昭和 26 年の足立区立第四中学校が最初の夜間学級。他の学校も大体が昭和 20 年代に設置。荒川区は昭和 32 年、江戸川区は昭和 46 年に設置。

② 入学の条件

- ・学齢を超過していること。
 - ・義務教育未修了又は不登校などの様々な理由により、中学校で十分に学べなかった者。（平成 27 年 7 月 30 日 文部科学省通知「既卒者が夜間学級への再入学を希望した場合の対応の考え方」を受けて改正したもの。
 - ・都内に在住または在勤している者。
- 以上全ての要件を満たすものであること。設置管理者である区市町村教育委員会が判断する。

③ 学級編成基準

1 学級あたり 40 人（日本語学級は 1 学級あたり 20 人）

④ 設置校について

7 区 1 市に 1 校ずつ、計 8 校。うち 5 区 5 校が日本語学級を設置。全国では 8 都府県で 31 校設置されている。大阪が 1 番多く、東京は 2 番目。

⑤ 在籍生徒について

通常学級及び日本語学級を合わせて合計 420 名在籍。そのうち 357 名（全体の 85%）が外国籍。多いのが中国、ネパール、フィリピン、韓国の出身者。

⑥ 夜間学級の周知について

- ・夜間学級のチラシを教育委員会や公共の施設に置いている。
- ・東京都のホームページによる周知活動も行っている。
- ・外国籍を有し、母国で義務教育段階を修了している者については入学を断っていた。

⑦ 不登校等の生徒の受け入れについて

学び直しを希望する者の入学者は都内で今年度 19 名。全国では 45 名。19 名中 10 代が 10 名。高校や定時制を卒業後、学び直しをしたいという者（20 代、30 代）もいる。

(2) 質疑（抜粋）

Q：入学の条件を全て満たさなくても入学を認めているケースはあるか。

A：判断が難しいのは外国籍の人。現場ではなかなか判断ができない。母国で証明をしてくれるとよいのだが、そのようなシステムがない国もある。本人の言うことしか確かめる手立てがない場合もある。入学条件の二つ目については厳密に言えばきちんと確認しているかと言えそうでもない。

Q：学び直しという観点から考えると外国人についても入学条件はある程度緩やかにならざるを得ないということか。

A：その通りだが、中学校の課程をきちんと修了することが目的なので、入級の際にその意思があるかどうかは確認している。学校毎に取り組みは違うが、試験通学を経てから入級を決定している。

Q：夜間学級の中途退学の生徒はいるか。

A：退学者もいる。不登校だった生徒については現在も継続して通学している。夜間学級に通っている生徒は真面目な人が多く、通い始めれば休まず通学しているようである。登校をはじめ本人の意思確認をしっかりやっているなので、強固な意志をもって入学しているようである。

Q：日本語学級のカリキュラムはどのようになっているか。

A：日本語学級も段階が設けられていて日本語習得に特化しているが、中学校の教科学習に繋がるようにカリキュラムが設けられ、中学校の卒業認定を受けて高校等に進学できるようにしている。

Q：入学条件の「設置管理者の判定」の具体を教えてください。

A：区市町村教育委員会によってもやり方が異なっている。基本的には、学校で面接をし、意思確認を行い、試験通学期間を経た後に認定となるが、教育委員会がどのような関わりをしているかはそれぞれによって異なる。

Q：教員の加配は行っているか。

A：担当外なので正確な数は把握していないが、定数は通常の学級よりも多い。特定の加配はないものと思われる。区も独自には行っていない。

Q：多言語での対応となると思われるが、そのための支援はあるか。

A：区市町村によっても異なるが、支援員のような形で配置している区もある。

Q：金銭的な負担についてはどうなっているか。

A：教材費や給食費など実費については負担することになっているが、多くの区では義務教育であるので就学援助を行っている。市町村は年齢制限がある場合もあるが、区の場合は年齢制限がない。多くの人が就学援助を受給されていると思われ、負担はあまりないのではないかと。

Q：今後の方向性について。不登校の要因の中に発達障がいもあると思うが、そのような生徒が入学を希望した場合、支援等が必要となることが考えられるが、そのような話題は出されているか。

A：そのようなケースを現場は心配している。現実的には対応できないものと思われる。文部科学省にも問い合わせているが、明確な回答は得られていない。しかし、学び直しとなるとそのようなニーズは出てくると思われる。

Q：夜間中学を拡大していくという考えはあるか。

A：都が積極的に設置ということは考えていない。設置者である区市町村の判断になると思われる。人数的に増えているか、というとそうでもない。外国人のニーズについても経済状況に左右されるようで、ゆとりが出てくると日本語学校へのニーズの方が高くなっていくようである。必ずしもニーズが増大しているという状況ではない。

5 葛飾区立双葉中学校夜間学級視察の概要



(1) 説明

- ・今年度は新採用の教員が入った。マスコミからも注目されており、継続して取材が入っている。
- ・平成32年度の国勢調査に未就学の生徒の調査項目が盛り込まれるので参考にしてほしい。
- ・本校では、80代から各年代に戦争時の混乱によって義務教育を終えることができなかった人が通っている。
- ・昨年度文科省の通知により既卒者の入学が認められた。本校も今年度から16歳の生徒が2名、17歳の生徒も1名入ってきた。
- ・通常学級が26名、日本語学級が29名、計55名が在籍している。通常学級の生徒は通常の教科書を使用して学習しているが、日本語学級の生徒はネパールを中心にフィリピン、中国、エチオピア等の生徒が在籍している。
- ・本校は最大で4年間在席することができるが、多くの生徒は2年間で卒業する。
- ・日本語の指導は、日本語の教科書がないため「大地」という教科書を使用して学習している。
- ・本校は通常学級が4クラス（A～Dクラス）、日本語学級が4クラス（E～Hクラス）習熟度別の少人数学級で勉強している。日本語が難しい人はEクラスから入り、半年勉強してHクラスまで目指し、その後通常学級に移る、という形で進めている。
- ・日本語学級については、毎日のように外国人から問い合わせがある。現在は指導できる限界の人数であるため、次年度の4月入級を待ってもらっている人が7、8名いる。
- ・通常学級については、随時入級している。区役所の学務課に行き、面接をする。その後試験登校を2週間行い、担任が学力の程度を判断し、入級を認めるという流れ。外国籍の人はまず学校に来てもらって面接をする。試験通学期間が終了した後、区役所の方に来てもらい、中国語、英語のできる教員や区でお願いしている中国語等ができる通訳の方に通訳をしてもらいながら面接をする、という手順で入級している。
- ・学費については、給食費（5,600円）、教材費（2,000円程度）、修学旅行積立金等、合計して毎月1万円強を収集している。準要保護の就学援助の申請もできるので、金銭的には東京は恵まれている。

(2) 質疑

Q：日本語学級だけで卒業するということはないか。

A：原則ない。外国籍の生徒は若い生徒が多いので日本語を学んで大学まで行きたいという生徒もいる。我々とすれば、既卒の生徒の学び直しということで、夜間学級でもう一度中学校の勉強ができるということを強調したいと思い、夏休みを利用して葛飾区内の全ての駅にチラシを置いたり、全ての中学校に出向いて説明をしたりしてきた。

Q：不登校の子供たちは中学を卒業して高校に行っていない人ということによいか。

A：そのとおりで、高校に行かずに夜間学級を選択したということである。親の支援がきわめて大きい。

Q：夜間学級に対する教員の加配措置はあるのか。

A：ない。

Q：日本語教育の教科書がないということだが、どのように教えているのか。

A：日本語の教師はいないので、それぞれの教科の教員が自分で教え方を学び、教えるという状況。あくまでも中学校の教員なので、教科の指導をすることが前提。日本語指導は自己研修。ネパールの生徒は英語があまりできない人も多いため、日本語を覚えながらコミュニケーションをとっていき、という形で勉強している。日本語に習熟している生徒がいれば、横のつながりで教え合ったりもしている。ネパールの生徒は通訳もいない状況なので、大変である。今ここで学んでいるネパールの生徒が今後定時制等に行くことで、その後通訳になるのではないかと考えている。通訳を育てているような状況である。

Q：先生方の人事は難しい面もあるか。夜間中学を希望される方はいるのか。

A：3分の2は夜間学級のベテラン。3分の1は通常の学校から希望して異動してきた教員。今年度は一人新採用が配置された。明確に希望をとったわけではないが、面接等で聞いた可能性はあると思われる。夜間学級は認知度が非常に低い。どのようなシステムか全く分からない教員も多いと思われる。

Q：卒業認定はどのようにしているのか。

A：本人たちが入級の時に卒業までの年数を2年又は3年と決めているので、その学年で卒業ということになる。

Q：そうすると卒業時の学力はまちまちということか。

A：その通り。

Q：入級時にカウンセリングのようなものを行っているということか。

A：その通り。中には1年間だけという生徒もいる。大抵は2年生に編入という形が多い。

IV ニーズ調査について

1 一次調査（各市町村教育委員会を対象とした公立中学校夜間学級の設置に係る調査）

調査対象 県内全市町村教育委員会

調査期間 平成 28 年 10 月 27 日(木)～12 月2日(金)

(1) 戦中戦後の混乱のため中学校を卒業できなかった者について

① 戦中戦後の混乱のため中学校を卒業できなかった者の人数

※平成 22 年度国勢調査結果から「1950 年以前に出生した人のうち未就学者数」を算出したもの

② 戦中戦後の混乱以外の理由で義務教育を修了していない者の人数

※平成 22 年度国勢調査結果から「1951 年以降に出生した人のうち未就学者数」を算出したもの

※平成 22 年度国勢調査では「未就学者」とは小学校に未就学もしくは中途退学した者としており、中学校の未就学者及び中途退学者は含んでいない数であるもの。

市町村名	1950 年以前に出生した者のうち未就学者数	1951 年以降に出生した者のうち未就学者数
盛岡市	94	51
八幡平市	18	2
滝沢市	15	11
雫石町	40	8
葛巻町	20	1
岩手町	21	6
紫波町	17	12
矢巾町	7	10
花巻市	201	45
遠野市	20	4
北上市	66	21
西和賀町	25	4
奥州市	199	50
金ケ崎町	6	2
一関市	62	41
平泉町	6	6
大船渡市	8	5
陸前高田市	10	7
住田町	8	0
釜石市	15	2
大槌町	42	9
宮古市	151	14
山田町	6	5
岩泉町	33	3
田野畑村	5	1
久慈市	43	16
洋野町	6	1
普代村	5	1
野田村	1	0
二戸市	44	7
軽米町	0	0
九戸村	1	0
一戸町	81	110
合計	1,276 (73.7%)	455 (26.3%)

- ③ 夜間中学等での学び直しの機会を希望している者の人数（学び直しの場合に係る問い合わせ等があった場合）

0

(2) 不登校や家庭の事情などにより、授業を十分に受けられないまま中学校を卒業した者について

- ① 不登校のため授業を十分に受けられなかった生徒について

ア 過去10年間で不登校が改善されないまま中学校を卒業した生徒の人数

年度	H18	H19	H20	H21	H22
人数	198	264	238	230	214
うち外国籍	0	0	0	0	0
年度	H23	H24	H25	H26	H27
人数	181	195	169	163	231
うち外国籍	0	0	0	0	0

(全部又は一部「不明」と回答があった市町村数…12)

イ アのうち、高校に進学しなかった生徒の人数

年度	H18	H19	H20	H21	H22
人数	23	28	22	28	16
うち外国籍	0	0	0	0	0
年度	H23	H24	H25	H26	H27
人数	18	22	27	21	27
うち外国籍	0	0	0	0	0

(全部又は一部「不明」と回答があった市町村数…13)

- ② 不登校以外の家庭の事情等により授業を十分に受けられなかった生徒について

ア 過去10年間で家庭の事情等により授業を十分に受けられないまま中学校を卒業した生徒の人数

年度	H18	H19	H20	H21	H22
人数	0	0	0	0	0
年度	H23	H24	H25	H26	H27
人数	0	0	0	0	1

(全部又は一部「不明」と回答があった市町村数…13)

イ アのうち、高校に進学しなかった生徒の人数

年度	H18	H19	H20	H21	H22
人数	0	0	0	0	0
年度	H23	H24	H25	H26	H27
人数	0	0	0	0	1

(全部又は一部「不明」と回答があった市町村数…13)

- ③ 16歳以上で、現在フリースクール等の民間の教育施設に通っている者の人数

6

(「不明」 10、「0」回答 23)

(3) 外国人または日本国籍であるが、日本語が不自由なまま義務教育期間を過ごした者で、義務教育程度の卒業認定を受けたい、または学び直しを行いたいと思っている者について

① 現在、16歳以上で外国籍の者の人数

4,866

※ 地区別の状況

市町村名	16歳以上の外国人 (今回の調査で報告があった人数)	【参考】岩手県市町村別外国人 住民登録者数 (平成27年12月31日現在)
盛岡市	1,351	1,414
八幡平市	-	128
滝沢市	-	124
雫石町	38	34
葛巻町	18	22
岩手町	126	131
紫波町	63	57
矢巾町	-	60
花巻市	297	307
遠野市	-	95
北上市	430	414
西和賀町	-	8
奥州市	454	477
金ヶ崎町	159	142
一関市	806	781
平泉町	35	30
大船渡市	344	120
陸前高田市	120	327
住田町	-	89
釜石市	187	169
大槌町	-	25
宮古市	-	136
山田町	55	42
岩泉町	50	45
田野畑村	-	16
久慈市	-	179
洋野町	67	69
普代村	18	17
野田村	11	10
二戸市	-	175
軽米町	67	58
九戸村	17	140
一戸町	153	22
合計	4,866	5,863

- ② 日本国籍であっても日本語が不自由なため（例えば親が外国人のため等）に高校に進学しなかった者の人数（過去3年間）

H25	H26	H27
0	0	2

- ③ 貴市町村内で、16歳以上の人で、学校以外で日本語教育を受けている者の人数

18

- ④ 16歳以上の外国籍の人で、義務教育の卒業認定を必要としている者の人数
(過去5年間で卒業認定や中学校夜間学級についての問い合わせがあった場合。)

0

- ⑤ 貴市町村内で、現在、中学校に通う外国籍の生徒の人数

27

(4) その他

本調査の趣旨に関するようなことで、上記以外に何か情報等ある場合以下の欄に記述願います。

市内日本語教室への聴き取りでは、成人後国際結婚等で来日し日本語教室を利用したり、日本文化への適応に関する相談支援を行ったりしたケースはあるが、上記設問に該当するケースはなかったとのこと。

(他32市町村 特記事項なし)

(5) 貴市町村教育委員会の今後の方向性について

- ① 過去5年間において、中学校夜間学級に関する問い合わせ（設置に関する問い合わせや入学または学び直しの相談等）がありましたか。

なし 33

- ② ①で「ある」を回答した場合は具体を記述・・・回答なし

③ 中学校夜間学級の設置に関する検討状況について当てはまる記号を回答してください。

a 現在検討中である

b 今後検討の予定がある

0

0

c 国の動向を踏まえて検討したい

d 現時点では検討の予定がない

2

31

④ 現在中学校夜間学級の必要性についてどのように捉えていますか。

1	義務教育を十分に受けることができなかつた方が、いつでも必要に応じて学び直すことができる環境の整備は大切であると考え、中学校夜間学級については現状ではニーズが明確に表れていない状況と認識している。
2	中学校を卒業していない方に対する夜間中学校の設置については検討を要するが、不登校等により十分学べなかつた方を含め、中学校を卒業している場合は、本県の定時制高校で学べるようにすべきであると考え。
3	不登校児童生徒は、年ごとの人数に多少の増減はあるが、ほぼ横ばいの状況である。十分に授業を受けられないまま卒業とならないよう別室登校などにより学習支援を行っている状態であり、喫緊の必要性はないものと捉えているが、今後国等の動向を注視していきたい。
4	必要とする対象者がいるかどうか現時点で不明。まず、その対象者をどうやって把握していくかの方策を考える必要がある。
5	グローバル化が著しい速さで進んでおり、本市で誘致を進めている ILC の誘致が決定した際は必要性が高まると考えられる。
6	現在の段階では、夜間学級への要望等がないことや、各公立小・中学校への適応を働きかけたり、適応指導教室を活用したりして対応している実情から、必要性は感じていない。夜間学級を設置した場合、本来の各公立小・中学校への適応への児童生徒の思いが薄れることにつながるのではないかとこの危惧もある。
7	就職や進学など学び直しの目的は様々であると考えられるので、受入れの場については、中学校夜間学級に固定せず、現に不登校となっている生徒のための適応指導教室など個々のニーズを把握のうえ検討する必要がある。
8	今後一層、不登校等により学力の習得が困難となる生徒が増加すると考えられる。学力を身に付け自立したいという意思がもてるようになった時の受け皿は必要であろうと考える。
9	教育の機会を確保する取り組みであり、必要性はあると思う。
10	必要であると考え。
11	ニーズの有無による。
12	現在のところ、町内での設置に関する要望等はないが、国の動向を踏まえて検討したい。
13	現在は問い合わせはないが、近年不登校児童生徒が増加していることから、将来的には検討の必要性が出てくるものと考えられる。
14	現在は特に要望がないため設置は考えていないが、今後要望が出た場合は検討する必要性が生じてくるかと思う。
15	義務教育の卒業認定が必要な方がいれば、設置する必要があると考える。
16	相談や要望等が多くあれば検討の必要がある。
17	必要性が出てきたならば検討していく。
18	市内の現状から、当面設置の検討の必要はないものとしている。
19	問い合わせ等がないため設置検討の必要がないと捉えている。
20	現在は必要感を感じていない。
21	必要なし。
22	本市において現時点では必要性は低い。
23	本市において対象となる者がいないため、必要性を感じていない。

24	現在、ニーズがないため、当町においては中学校夜間学級を早急に設置する必要性はないと考える。
25	現在は特に要望がないため設置は考えていない。
26	現在は特に要望がないため設置は考えていない。
27	現時点での状況から、中学校夜間学校の必要性については感じていない。
28	本市における中学校夜間学級のニーズを把握していないので、何とも言えない。
29	当町では必要性は感じられない。
30	村内においては必要がないと判断される。
31	特に要望等はいただけていないことから、検討は行っていない。
32	現時点では必要性を感じていない。

⑤ 中学校夜間学級について、国及び県への要望等がありますか。

1	設置の必要性を検討し、要望のある地域に設置するのが望ましい。
2	今後も国や県の動きについて情報提供いただけると、検討に生かせる。
3	もっと多くの人々の目に触れるような形で、制度の広報をお願いしたい。
4	都市部のみならず、均等に教育の機会を場を設置することを望む。

(6) 考察

中学校夜間学級への入学の対象者として

- A 戦中・戦後の混乱期のため義務教育を修了しておらず、中学校の卒業認定を目的として学び直しをしたいと思っている者
- B 中学校を卒業しているが、不登校等の理由により十分な学習をすることができず、学び直しをしたいと思っている者
- C 外国籍の方で義務教育程度の学校を卒業しておらず、中学校の卒業認定を目的として学習をしたいと思っている者

以上、対象を3通りに類型化して調査を行った。

Aについては、平成22年度の国勢調査の結果から、本県における未就学者は1,731名であることが分かったが、多くの方が高齢であり、それらの方々に学び直しの意向があるかどうかを確認することが非常に難しい状況である。また、現時点では県教育委員会をはじめ、各市町村教育委員会において中学校夜間学級に関する問い合わせが1件あったが、該当者の明確なニーズの把握には至らなかった。

Bについては、不登校のまま中学校を卒業する生徒はいるものの、本県では県立定時制高校が県内各地に設置されていること、また通信制高校も県立と私立両方で設置されていることなどから、生徒の多くが高校に進学しているという実態がある。また、文部科学省により実施されている中学校卒業認定試験については、本県での受験希望者は、資料が残る平成18年度以降において一人もない。これらのことから高いニーズがあるという状況は確認できなかった。

Cについては、県内におよそ6,000名の外国籍の人が在住しているという状況であるが、その方々の中学校夜間学級へのニーズについては把握することが難しい状況である。検討委員会において、この点については国際交流協会等の協力を得ながら再調査を行うことが必要との意見があり、二次調査を行うこととした。

以上のような状況から、県内の各市町村教育委員会としては、中学校夜間学級の設置の必要性については認識しているという回答もある一方、現時点ではニーズが明確に表れている状況にはないと回答が多数であった。

2 二次調査（県内在住外国人へのアンケート調査）

調査対象 県内全市町村国際交流協会等(全 75 団体)
 調査期間 平成 29 年1月 10 日(火)～1月 27 日(金)

(1) アンケート実施依頼機関等

- ・各市町村（国際交流担当部署）・・・ 33 市町村
- ・各市町村国際交流協会・・・・・・・・ 33 か所
- ・県内日本語教室・・・・・・・・・・・・ 9 か所 計 75 か所

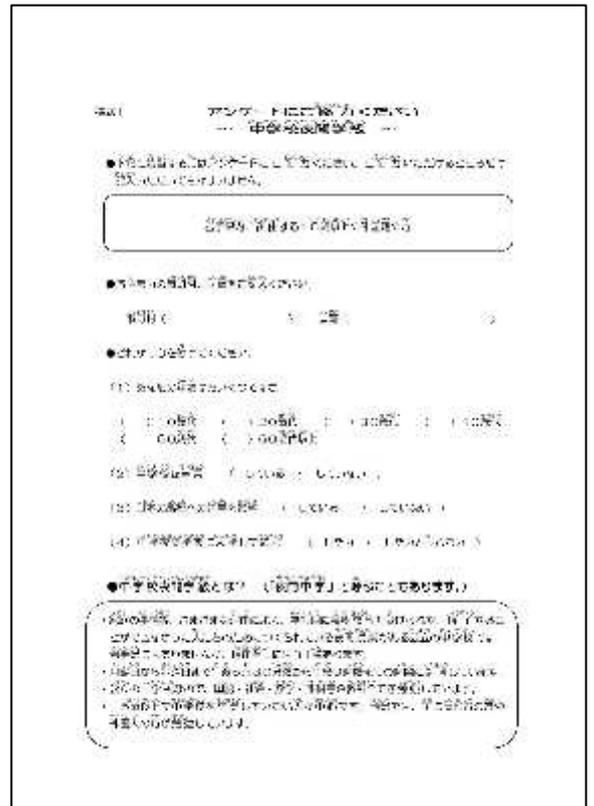
(2) 調査結果（回答者数 7名）

	国籍	年齢	中学校を卒業しているか	高校への進学を希望	夜間中学への入学希望
1	ベトナム	20 歳代	○	○	○
2	ベトナム	20 歳代	○	○	○
3	ベトナム	30 歳代	○	×	○
4	ベトナム	30 歳代	○	×	○
5	ベトナム	20 歳代	○	×	○
6	ベトナム	20 歳代	○	×	○
7	アメリカ	20 歳代	○	×	○

(3) 考察

岩手県国際交流協会を通じ、右図のようなアンケートを県内の関係機関 75 か所に送付し、日本語教室等に通っている外国籍の人に中学校夜間学級のニーズ調査を依頼・実施したところ、2 市から報告があったが、1 市は「反応が無かった」というもの、もう 1 市からは、7 名の外国人（市内の企業で雇用されている方々）からの回答があった。実際に調査に携わった担当者に対象者の様子を聞き取ったところ、夜間中学への入学に関心をもっているが、母国で義務教育段階の学校を卒業した方々であり、どちらかという日本に教育に興味があり、「機会があったら日本の中学校や高校に行きたい」という程度の認識であるとの報告であった。

2 市以外の機関から回答がなかったことから、今回の調査は短期間だったこともあり、各機関が域内の外国籍の方々に十分な周知が図られなかったことも考えられる。



V 検討委員会の協議について

1 第1回検討委員会

- 中学校夜間学級の概要について（中学校夜間学級の背景、全国の状況について）
- 本検討委員会の趣旨についての確認
- 一次調査についての協議（主な意見）
 - ・ ニーズの有無だけを問う調査にならないようにする必要がある。ターゲットを絞るための資料、整理、分析が必要であろう。
 - ・ ニーズがない場合はニーズの掘り起こしも考えなければならない。
 - ・ 中学校夜間学級に関する問い合わせはまずないだろう。そもそも中学校夜間学級を知らないのではないのか。
 - ・ 外国人の学び直しのニーズがあるか調べる必要がある。
 - ・ 中学校卒業時の不登校の数や外国人の数なども具体的に出す必要がある。
 - ・ ニーズ調査を行うことで特定の類型が出てくる可能性がある。
 - ・ 本県ではこのような議論をしたことがない。1回調査してみないと分からない。ニーズ調査は極めて重要である。

2 第2回検討委員会

- 東京都教育庁及び葛飾区立双葉中学校視察について（報告）
- 公立中学校夜間学級の設置に係る調査結果について
 - ・ 今回の調査は対象を3通りに類型化して実施した。A、戦中戦後の混乱で義務教育を終えていない者。B、不登校だった者。C、外国籍の者。不登校に関しては精度が高いデータ。外国人については、国際交流協会等に再調査を行えばさらに精度が上がるものと思われる。不明確なのは戦中戦後の混乱期の者。
 - ・ 糸口をつかむということでは一次調査の結果の意味合いはそれなりにある。
 - ・ 精度を高めた調査、ターゲットを絞った調査を行うことが必要。
 - ・ 調査結果をどう評価するかについては考える必要がある。
 - ・ 外国人を受け入れる場合は日本語学習だけにならないようにすべき。あくまでも中学校の教育課程を修了することが目的となるようにしなければならない。
 - ・ 不登校のまま卒業し高校に進学しなかった生徒が27名いるが、中学校長会でもこの問題について調査した。高校に行けない、というより行きたくないというのが実態。そのような中で学び直しを希望する子供はごく少数と考えられる。
 - ・ ニーズの深堀りという意見もあったが、特に70代、80代の方々に個別の調査まで入ることは難しい。
 - ・ 不登校の原因についても家庭の貧困が原因になっているケースもあるのではないか。
 - ・ 二次調査については国際交流協会をはじめ外国人を雇用している企業にも聞いてみる必要があるのではないか。

3 第3回検討委員会

- 調査報告書（まとめ）について
 - ・ 報告の仕方をもう少し工夫してはどうか。ニーズの概要は把握できたとあるが、潜在的なニーズについては、法の趣旨に沿ったニーズが顕在化している状況ではなかったと書くことが正しいのではないのか。ただし、一方では潜在的なニーズの可能性については確認ができたと感じている。法制度の趣旨の周知の取組については今後徹底する。関係窓口を常設するか明確化するかする、その上で調査を継続するというのを記述するのがよいのではないか。

- ・ 方向性としては①現時点ではニーズについては十分に把握できない。②設置については、現時点ではすぐに設置するという状況ではない。ただし、潜在的なニーズを把握するための調査を続けながら対応していかなければならない。既卒であってももう一度勉強してみたいという生徒、あるいは不登校だった生徒については、この制度に限らず別の対応も検討していく。いずれにしても教育の機会の可能性を保持していく必要がある。

VI 本調査研究のまとめと今後の方向性

1 視察調査から

先進地（東京都教育委員会・葛飾区立双葉中学校夜間学級）の視察から、中学校夜間学級を設置するにあたり解決しなければならない課題が明確になった。

【中学校夜間学級を設置する際に課題となると思われること】

- ① 受け入れる生徒について
対象者、入学条件の設定等、在学年限、外国人の受け入れ、区域外生徒の受け入れ等
- ② 校舎（教室）の設置について
設置主体（県立か市町村立か）、設置エリア、管理運営規則の制定、公共交通機関の便等
- ③ 教職員について
教職員の確保、教員配置、サービス管理、研修体系の設定等
- ④ 学校の運営について
カリキュラムの編成、学校行事、校時表、指導内容（特に日本語教育）、教科書等

2 一次調査、二次調査から

県内市町村教育委員会及び各市町村国際交流協会等へのアンケート調査を実施したところ、現時点では県内において、具体的なニーズを把握することはできなかった。

A 戦中・戦後の混乱期のため義務教育を修了しておらず、中学校の卒業認定を目的として学び直しをしたいと思っている者について

H22 国勢調査における県内の未就学者 1,731 名のうち、1,276 名が調査対象に該当すると思われるが、高齢であること等から、個々の意向について確認することが極めて困難な状況である。また、本県では中学校卒業認定試験の受験を希望するものがこれまでいなかったことから、明確なニーズ把握には至らなかった。

B 中学校を卒業しているが、不登校等の理由により十分な学習をすることができず、学び直しをしたいと思っている者について

不登校のまま中学校を卒業する子供が毎年およそ 200 名程度、そのうち 9 割は高校に進学しており、高校進学をしていないのは 1 割程度という状況である。このことから IV 1（6）考察にもあるように、本県では定時制高校や通信制、単位制の高校も各地に設置されており、多くの生徒が高校に進学している状況である。また、進学していない生徒は高校進学を希望していないケースも含まれる。

C 外国人で義務教育程度の学校を卒業しておらず、中学校の卒業認定を目的として学習をしたいと思っている者について

県内におよそ 6,000 名程度の外国籍の人が在住しているが、現時点では中学校夜間学級への入学への希望は 7 名。しかし該当の方々はずでの母国で義務教育段階の学校を卒業しており、IV 2（3）の考察にもあるように、「どちらかというとも日本の教育に興味がある」「機会があれば」という程度の認識であり、高校進学を見通した中学校入学希望者を見つけることはできなかった。

3 検討委員会のまとめ

本県ではこれまでに中学校夜間学級についての議論をしたことがなく、そもそも認知度も低い状況であった。今回、本検討委員会を立ち上げ、社会動向を踏まえ設置の背景等について確認し、県としての方向性や在り方を議論し検討することは重要であるとの認識をもつことができた。

検討にあたっては、中学校夜間学級を設置する際に、解決しなければならない課題がより明確になった。具体的には、ニーズの把握には調査対象を整理し、類型化を図るなど絞り込みが必要なこと、市町村教委だけではなく、関係部局、団体機関との連携が必要なこと等が明らかになった。また、設置にあたっては、先進的な取組を参考に、環境整備や要件の整理等を進める必要があること等を改めて考える場となった。

これまでの調査結果や検討結果を踏まえると、現時点では本県として中学校夜間学級に対する法の趣旨に沿ったニーズは顕在化している状況ではないが、潜在的なニーズの可能性については確認することができた。

ニーズ調査では対象者を大きく3通りに類型化（A義務教育未修了者、B不登校等による入学希望既卒者、C外国籍の入学希望者）して調査を行ったが、Aの場合は対象者が高齢のため意向を確認することが非常に困難であること、Bの場合は不登校等のため中学校に通えず十分な学習ができないまま卒業した生徒が一定数いるものの、その多くが高校に進学している状況であること、Cの場合は、県内におよそ6,000名の外国人が在住している状況ではあるが、中学校卒業認定や高校進学を目的とした入学希望者が現時点では確認できないこと等の状況を把握することができた。

しかし、現時点における本県の中学校夜間学級に対するニーズの状況については、今回の調査期間が一次調査及び二次調査それぞれ1ヶ月程度と、十分な時間を確保できなかったこともあり、潜在的ニーズについて十分な把握ができたとは言い難い面がある。今後のニーズの把握の結果によっては、中学校夜間学級を含め「学びの機会の保障」がされるような何らかの学習の場を、様々な角度から検討する必要性が生じることも想定される。よって、次年度以降も定期的な調査を実施しながら中学校夜間学級について周知を図り、一定のニーズが確認されたところで改めて設置の在り方について検討することとする。

4 今後の方向性

県内における中学校夜間学級のニーズを今後も定期的に調査していくとともに、中学校夜間学級そのものの認知度を高めるため、県民に広く周知していくことが必要と考える。そこで、毎年文部科学省が実施している中学校卒業認定試験の案内について、各市町村に広報誌等を通じて広く周知を図るよう依頼しているが、その際に中学校夜間学級の情報についても併せて周知するとともに、ニーズ調査を実施していくこととする。

また、今回国際交流協会の協力を得て各団体等への調査も依頼したが、次年度以降も協力をいただきながら定期的な調査を行い、外国人のニーズについても継続的な把握に努めていくこととする。

なお、中学校夜間学級の設置場所については、本県の地理的条件として広大な面積の中に人口が集中している市部が分散していること、また、夜間の通学に対応する公共交通機関が十分とは言えない状況であることから、中学校夜間学級を県内に1学級設置したとしても、ニーズがある人が県内に分散している場合通学方法が障壁となることも想定され、その点も踏まえながら検討を進めることが必要である。

【参考資料】検討委員会会議記録

平成 28 年度第 1 回岩手県中学校夜間学級の設置に関する検討委員会

日時：平成 28 年 9 月 26 日（月）15:00～16:30
場所：県民会館 第 4 会議室

1 開会

2 あいさつ

<川上圭一教育次長兼学校教育室長>

- ・本検討委員会は、文科省の中学校夜間学級の設置の事業を受けたものであること。
- ・2010 年の国勢調査結果、未就学者は全国で 12 万 8000 人、県内は 1,731 名。
- ・平成 26 年の提言で、夜間中学の設置提言、公立の夜間中学は計 31 校、生徒数は 1,849 名。
- ・文科省としては、一定のニーズがあり就学機会の充実を図るという意味で、全都道府県の設置を促していくもの。
- ・東北地区においては、福島、宮城県が民間で設置。
- ・岩手県では、現時点でニーズ等状況把握ができていない。今後、ニーズ調査の在り方も含め、本県における夜間学級についてどのような方向性で検討していくかご協議いただきたい。

3 委員紹介

4 会長・副会長選出

<事務局>

- ・設置要綱に基づき会長を選出。
- ・事務局案として、会長 塚野弘明氏、副会長 熊谷雅英氏・川上圭一氏
(承認)

5 説明・協議

<会長：進行>

(1) 事業趣旨説明

<事務局>

- ・夜間学級についての概略、文部科学省リーフレットを基に説明。夜間中学は略称であり、正しい名称は、中学校夜間学級。
- ・文部科学省では、周知のために本リーフレットを作成している。
- ・もともとは、義務教育を十分に受けられなかった方々に対して卒業認定を行うという学校が始まりであること。
- ・本検討委員会設置の趣旨は、「実施要項」に示す。
- ・本県においては、ニーズの調査を行い、設置する必要性や設置の在り方をどうすればよいか等について、計 3 回の検討委員会の中で議論していくことを予定している。
- ・調査については、既に福島県教育委員会への視察調査を終えている。
- ・本検討委員会の役割について整理すると、①中学校夜間学級のニーズ調査をどのように進め、結果からどのように対応していくべきか。②今後、中学校夜間学級を設置する場合の基礎資料を作成すること、の二つとなる。

(2) 事業内容及び計画の概要説明 及び (3) 検討委員会の役割

- (A) 挨拶の中で岩手県の未就学者が 1,700 名余ということだが、何の調査からか。
- (P) 国勢調査の結果であり、年齢の幅は広い。未就学の理由までの把握はできない。
- (L) ニーズ調査は案の段階だと思うが、その内容を教えていただきたい。
- (P) 後半で説明予定。
- (E) 学校の場所は、現存の中学校を使用し、その中学校の先生方が担当となるのか。
- (P) 今の括りでは、各市町村で設置するという流れ。どういう設置の在り方がよいかについても議論をいただきたい。
- (E) 中学校の義務教育を履修するという点での設置でよろしいのか。
- (P) 高校に入学したいというニーズの生徒も入っているようである。
- (C) リーフレットは全国の状態を示しているが、岩手県の状態の把握のために速やかに一次調査を行いたい。そして、岩手の方向を考える。これまで、市町村立の公立の学校に夜間学級を置くのが一般的だが、県立の場合は高校の定時制というものもある。実情は雲をつかむような状態。調査により設置の可能性について議論したい。現状は、学籍がある子供が中学校を卒業しないということはほとんどない。学び直しへのシフトも聞こえてくる場所だが。
- (N) 東京、大阪、奈良、兵庫、京都等の背景も。多くの外国籍の方の就学という状況もある。
- (C) 外国籍の方の場合は、日本語指導が中心になる。それを公立の夜間中学が担う必要があるかという議論もある。日本語指導をする学校が夜間学校を開いた方がよいということになる。外国籍の生徒だけで、夜間中学を設置するとなれば、また重点が違ってくる。

- (N) 義務教育未就学の方は、どこの地域にどのような人がいるかということが分かるか。
- (C) 分からない。県内で長い間卒業認定試験の受験者がいないということが現状。
- (H) 文科省の想定は、日本語学習のための学校という意味ではない。ヒスパニック系の方が夜に英語を習いにくるといふ外国の例とは違う。
- (E) フリースクール等に通った子供たちの学び直しの場合としての設置は想定しているか。
- (P) 文部科学省では、まさしくそういうことを想定している。
- (B) 夜間中学のリーフレットで10代、30代の日本人は、学校を卒業した人か。つまり、学び直しの人だろうか。それとも卒業認定をしたい人なのだろうか。A市でも毎年卒業認定試験の募集をするが、ずっとゼロである。岩手県ではこのリーフレットのような人がいるのだろうか。岩手県ではこういう人は考えられないのかなと思うが、どのようなだろうか。疑問である。
- (H) 長い期間欠席していた場合、これは卒業になるのか。
- (B) 卒業になる。
- (C) これまでは、一度卒業した人を再度卒業させることを認めてはいなかった。しかし基準を見直して、学び直しを受け入れるようにということにはなっている。履歴書には二つの卒業証書が書かれる場合もあるということ。
- (H) 高校の場合は、普通科を卒業して別の科に学び直すのは、県は認めている。普通科2回は認めていない。
- (H) 外国人は、一定の年齢に達していて、どこかを卒業していれば高校入学の資格はある。

(4) 情報提供 (全国の状況)

<事務局>

- ・(事例Q&Aを見ながら) その都度相談し、どのような方も基本的に受け入れることが示されている。
- ・卒業証書も授与。履歴書の記載も個人の責任となっている。
- ・6月の通知だが、1の6では戦後の混乱や複雑な事情等から夜間中学への入学を認めることとしている。
- ・議員立法の概要(案)について。第14、15条が中学校夜間学級に該当する部分。
- ・文科省は、都道府県に1校の設置を進めているもの。そのための法整備が今国会で進められている。
- ・調査の結果概要。中学校夜間学級に通う生徒数は関西等大都市圏が中心で総数1,849名。ほとんどが外国籍(81%)。年齢別でも10代、20代が増えている。
- ・入学理由については、日本語の習得。それが、実情。
- ・他県ではニーズがあるようだが、本県では今のところそういう動きが見られない。
- ・福島県の自主夜間中学に視察に行ったが、月2回の勉強。福島県も宮城県も民間からスタートしている。
- ・後半の資料については、全国夜間中学校研究会の資料から引用したもの。学校数は横ばい、生徒数はかなりの変動。年齢層も関係。
- ・外国籍の方は、韓国、中国が多い。
- ・京都の夜間中のリーフレットを参考資料として提示。多国語での表示をしている。
- ・不登校の生徒の受け皿になっている。支援センターとも連携しながら取り組んでいる。

(5) 一次調査の概要について

<事務局>

- ・以上を踏まえて、本県では以下のとおり調査を計画している。
 - ①一次調査として聞き取り。教育委員会を通して、関係部署を通して聞き取り調査を行う。
 - ②各市町村の中学校において「問い合わせ」があったかどうかについての調査。
- ・福島県でも同様の調査を行ったが、1件のみ問い合わせであったとのこと。

(6) 協議

- (K) 福島等の民間での運営は誰が行っているのか。費用はどのようにしているのか。
- (P) NPOとかではなくて、代表は薬剤師の方。公共の施設を借りている。費用については、ボランティア講師や支援者による年間2,000円の会費で運営されているとのこと。
- (K) 資料に時間割が示されている。これでは総授業時間数が足りなくなると思うが、毎日やっているから全て終われるということだろうか。
- (H) フリースクールとの関わりにもなるが、中学校を卒業していない年齢を超えた人なら誰でも入学できる。現在不登校の子供が入学できるかといえば、そういうことではないはず。そういう前提のもとで考えると、ますますニーズは少ないのではないか。
- (B) 夜間中学ということであれば、生徒は昼間働いているのか。
- (H) 外国人はその可能性が高い。
- (N) 何を根拠に卒業を認めるのか。厳密にテストでということでもないだろう。そうであれば校長の判断が大きい。履修時間の基準もない。
- (C) ある程度の許容がある。
- (N) そうであれば、何年まで(中学校夜間学級に)いてもよいのか。
- (Q) 大阪府の夜間中学は、最長9年まで在籍を認めている。
- (H) 実際に学校を設置するとなると管理運営規則を作る必要がある。通信制は、何千人と登録しているが、一部の人間しか来ていない。一部の学習だけでは履修したことにならない。だから、日本語を流暢にしたいということだけで

- の入学はできない。学び直しのこともあるが、そもそも、一つの学校で対応できるかということがある。
- (E) 夜間中学に関する問い合わせはまずないと思う。PTAで話題になったことがない。ニーズ調査で把握できない場合、別の調査方法があるのか。または、ニーズがない場合の検討会の進み方はどうなるのか。
- (P) 基本的に分からない場合、改めてニーズの掘り起しをすることも考えられる。外国人の方の学び直しのニーズがあるかを調べる必要がある。
- (E) 学び直しの場があるということも知らないと思う。
- (N) ニーズがないというより、知らない。
- (C) 1回目の調査を経て二次調査を。二次調査の場合は、こちら側から出向いて一次調査を踏まえて意向を聞く。
- (N) 中学校に調査が来ても、ほぼゼロだろう。A中学校にも7、8人日本語の不自由な生徒がいるが、学校以外の組織から聞いた方が分かるかもしれない。
- (C) その場合、どういう対応をしているかということを知ることはいかがか。ニーズがあるかないかだけの調査でない方がよいのではないか。
- (I) 「ニーズ調査しました」、「聞き取りしました」、その結果必要ないとするのは、乱暴になってしまう。中学校卒業時の不登校の数など、数字で出せないと難しいのではないか。外国人の数字もきちんと統計等にあるので、実際にどのくらいの人数なのか具体的に言えないといけないのではないか。
- (J) なかなか論点が定まらない。全国には対象者が12万人いて、本県は1,700人しかないということを持ち所にしたことが伺える。そうではなくて、1,700人は今どこにいて、どうしたいのかという特性の傾向をつかむべきである。問題意識をもってやるということ。岩手県では、おそらくターゲットを絞るための資料、整理、分析が必要だろう。ターゲット外についても考えることも必要だ。事務局で、WGを作って整理する。1,700人について、全てを受け入れられない、受け入れ側の限界も考慮にいった検討が必要だろう。ニーズ調査を受けると特定の類型が出てくる可能性がある。建設的に議論を進めるとすれば、下調査をした上で、ベースとなる議論をすることが必要だ。
- (A) 縛りが特になくということになれば、様々な特徴が出てくると思うが、夜間中学ごとの特徴があるのだろうか。それともどこも似たような学校ばかりか。例えば、外国人が多いとか。
- (P) 個々の学校については、把握していない。学校の概要の資料はあるが、即答が難しい。
- (I) 外国人だったら分かりやすい。不登校の場合だと、今日は行きたいけれど、明日になったら行かないということになり、難しい部分がある。
- (A) 資料にはないが、発達障がいの子供たち。この学校をどのように受け止めるのかが気になる。卒業後にどうなったのかと感じているのも事実。
- (P) 他県の夜間学校では、障がいをもった方も受け入れているという記載がある。
- (C) A先生ご指摘の発達障がいの子供が不登校になったら・・・等となると状況も変わる。不登校を第一義にするか否かにも関わる。設置の趣旨がはっきりすれば、対象となる人もはっきりしてくる。
- (B) 1,700人の調査結果について、どこまで迫れるか。つまり、1,700人の国勢調査の分析可能なのか。ニーズに迫れるのか。
- (F) 国勢調査は他の目的の使用を認めていない。個人情報を使用できない。国勢調査は類型化も厳しい。
- (F) 1,700ということだけが分母ではない。調査方法が示されているが、調査方法も選択肢をもって調査する必要があるのではないか。いろんな機関を使えるかもしれない。ただし、学校調査は必要。様々な調査を踏まえ、対象者にどう向き合うかについて検討していく必要があるのではないか。
- (P) 福島のケースでも、実際には半年間の調査期間では十分ではないと聞いた。糸口がつかめない中で、声が上がるところを突破口にして進めていく必要がある。
- (L) 中学校を卒業したばかりの高校生に聞いてみてはどうか。
- (K) 高校生になった人は、二重在籍は有りえない。
- (L) 杜陵高校の定時制の中等部というのはいかがか。
- (K) 18歳で高校を終わりたいと(3年間)考えている子供も多いのではないか。
- (H) 高校では、今の中学校卒業時点で「全ての内容を履修して入学しているわけではない。」という前提に立っている。そのため、高校ではいくらかでも、学び直しができるようになっていく。
- (C) 岩手県では、このような話はこれまでなかった。本事業は3月までとなっている。年次で進めるということもあり得る。そういうことも含めた検討をお願いしたい。不登校で苦しんでいる子供たちのこともどう考えてあげるか。
- (H) 遅くスタートしたということもあるが、委託事業として3月までには一定の結論を出したい。今の意見等を踏まえてご意見をお願いしたい。
- (A) お一人ずつ感想を。
- (B) 難しい話。学びたくて学ぶという姿をイメージしていたが、1回調査してみないと分からないと感じる。
- (O) 対象者について。目的で絞る必要がある。
- (E) 国においても教育を重要課題としている。取組はよいことだと思う。前向きにやりたい。
- (L) 手探りでいく。難しい面もあると思うが。
- (G) 不登校等については、適応指導教室で半日過ごしているのが現実。そこで学力を身に付けることはほぼ不可能。そう考えると、このような学級が出来ればよいとも思うが、実際には夜間中学へ生徒が来ないことも考えられる。不登校で高校中退の場合は、あてはまるだろう。
- (D) イエス、ノーだけでは済まない議論であると感じる。
- (K) どれだけニーズがあるか。逆に、ニーズを作り出すということも将来的にはある。教育委員会がやるということ

はないが。

- (F) 国のフレームがあって、岩手のニーズを捉えてどう向き合うか。なかなか難しい。
- (K) リーフレットにもあるように、学びの場をつくることが大切。しかし、場所の部分も考慮しなければならない。岩手県ということであれば、1か所で済まないと感じる。ネットの利用も考えられる。そういうことへの配慮もしていく必要がある。
- (J) 議論の土台。論点を明確に。ニーズ調査はきわめて重要。準備をした上でやれば、糸口が見える。二次調査に役立つ調査になればよい。
- (I) 様々なニーズがあつての話だと感じるが、全てのニーズには対応できない。ベースがあつて、まずその中での検討で、イレギュラーな部分はその都度対応する必要がある。
- (H) 今後、論点を絞って進めていきたい。
- (A) 教育版のセーフティネットという思いを強くした。岩手県の特徴をどうするか、この学び舎は、資格等と直結していないので、むしろ本来の学びとも捉えられる。思った以上に難しい問題だと思う。

6 その他

- ・調査をもう一度見直し、進めて参りたい。
- ・第2回目は、12月20日、県庁12階で行う。調査の概要、視察調査の結果をお伝えしたい。

7 閉会

平成 28 年度第 2 回岩手県中学校夜間学級の設置に関する検討委員会

日時：平成 28 年 12 月 20 日（火）15:00～16:30

場所：県庁 12 階 特別会議室

1 開会

2 あいさつ

<川上圭一教育次長兼学校教育室長>

- ・本日は第 2 回の検討委員会であること。
- ・9 月の第 1 回検討委員会で頂戴した意見を踏まえ、ニーズ調査、先進地視察を行った。
- ・視察した学校は 85%の方が外国籍。日本語教育と中学校の教育課程を実施していた。後ほど事務局から詳細について説明がある。
- ・中学校夜間学級に関する法律が 12 月 7 日に成立した。いわゆる教育機会確保法。フリースクールに関する部分は削られたが、不登校の児童生徒に係る支援という意味合いが大きい法案となっている。夜間学級に関する部分は、「夜間、その他の時間において必要な措置を講ずる」という表現になっている。前回お示しした資料と同様の内容だったもの。
- ・今後、事業をどう進めるかを考えなければならない。

3 出席者確認

4 説明・協議

<会長：進行>

- ・第 2 回の検討委員会の資料の次第に沿って進める。

(1) 公立中学校夜間学級の設置に係る調査結果について

<事務局>

- ・10 月下旬に調査を依頼、要旨は資料のとおり。
- ・各市町村から回答をいただいた。やむなく不明という回答もあった。
- ・I 戦中戦後の混乱により義務教育を修了していなかった方について。
 - 1 卒業できなかった人数 1 市町村のみ 94 名 32 市町村は不明もしくは 0 回答。
 - 2 戦後の混乱以外の理由で義務教育を修了していない方の人数は 51 名。
 - 3 夜間中学に関する問い合わせ・・・なし。
- ・II 不登校等の状況について
 - 1 概ね 200 名前後で推移。3 分の 1 は不明。実数は増えると思われる。そうすると 200～300 名。高校に進学しなかった生徒は、先ほどの約 1 割程度。
 - 2 不登校以外の理由で中学に行けなかった生徒はほぼいない。
 - 3 16 歳以上で現在フリースクール等に通っている生徒は 6 名。
- ・III 外国人に関わることについて
 - 1 県内合計は、4,866 名であること。分布の状況は別紙参照。不明という回答もある。結果からは大体の傾向がつかめる。盛岡市、北上市、一関市というように県央、県南に居住者が多い。
 - 2 日本国籍であっても日本語が不自由なため高校進学しなかった方は昨年度 2 名。
 - 3 16 歳以上で、学校以外で日本語教育を受けている方は 18 名。
 - 4 中学校卒業認定の件数も問い合わせも 0 件。
 - 5 現在中学校に通う外国籍の生徒は 27 名。
- ・IV その他 特に情報等はなし
- ・V 各市町村からの意見
現在のところ市町村への問い合わせ等はない状況である。
市町村教育委員会からの要望については「情報がほしい」「広報をしてほしい」等があった。

(A) 質問・意見はあるか。

(I) フリースクールの人数だが。どんなスクール、内容か。要するに夜間中学と同じか違うか。

(P) 学習内容までは、現時点では把握していない。

(I) 外国の人が夜間中学についてどのように思っているか、ということを踏まえて市町村では調査をしているのか。

(P) 現時点では外国人の実数として回答した市町村と、ニーズはないとして回答している市町村がある。どのように思っているか、というところまで意識はしていないと思われる。

(I) A 町では外国人の労働者を受け入れているが、仕事の合間に日本語を教えたりしている。そういう人たちは夜間中学をどう思っているのだろうか、と思うこともあるが。

(J) 戦中戦後の混乱により義務教育を終えていない方について。「不明」が 29、「0」回答が 3 ということだが、回答した 1 市町村はどういう把握の仕方だったのか。このやり方が分かれば、他の市町村でもできる可能性がある。

- これから再調査ということになるのか。
- (P) 回答をいただいた市町村からは、どのように調べたか確認する。
- (E) 前回の検討委員会でニーズ調査の重要性が話されたと思う。学校にしか聞いていないが、今後も調査を行うのか。昨年度、子供の貧困について話し合われたときに、虐待の部分が明らかになっている。ある程度の形の結果が見えていると思うので、データの共有ができるのではないかな。
- (P) 一次調査の在り方については、学校中心というよりも、市町村の教育委員会が各市町村の各課を調査するという方法にしている。それでもニーズ対象者を明らかにすることは難しい。いろんな角度から調査を行うというのはその通りである。調査の方法についてはこの後、ご意見をいただきたいと思っている。他のアプローチも考える必要がある。
- (J) ここは資料についての議論と思っているが、協議では何をするのか。
- (A) (1)、(2)について議論はその通り。協議では、今後必要とされる調査の方法や対象という観点で協議を行うことを考えているが、現時点でご意見があれば何う。
- (A) 調査についでが、市町村から調査方法についての問い合わせというのはあったか。
- (P) どうしても分からない項目があるが…という問い合わせはあった。
- (A) すると、どういう調査をすればニーズを把握できるのか、という点がまだ手探り状態のような気がするのだが。
- (I) ターゲットを絞ってないので調べられない。そもそものターゲットが分からないので。
- (A) とすると、調査のやりようはあるということか。
- (I) どういう方向か。
- (J) 糸口をつかむということでは一次調査の結果の意味合いはそれなりにあるであろう。しかし、調査方法が標準化されているのかということが問題。もう一度、精度を高めた調査、そしてターゲットを絞った調査をやる必要がある。数字自体はこの通りだと思うが、この調査結果をどう評価するかが大事。ここまでは分かったけれど、ここは分からないという示し方が必要。
- (P) まずは、一次調査ということだったので、県内の状況把握を目的としたところ。
- (A) そうすると、J委員さんのご発言を受けることが大切かと。
- (J) 糸口が見つかったのであれば、すべての市町村において手続きを標準化する必要がある。これを次の調査につなげていくために、分析と評価をしなければならない。
- (A) 回答があった市町村、なかった市町村があったので、回答があったところのやり方ができない市町村にフィードバックすることが必要かと思われる。
- (C) 本調査は三つのラインを設けている。一つ目は戦中戦後の混乱で義務教育を終えていない方。二つ目は不登校だった方。三つ目が外国籍の方。一部の市町村ではあるが、戦中戦後の方の把握は難しいとお話を聞いている。もともと日常的な関わりが難しい。不登校に関しては、データの精度は高いと思われる。調査は、学校にも入ってもらっている。外国人の状況についても、ある程度日本語指導の把握はしているので、まるっきり不明というのは、1番である。大きい市が1番を回答しているので、この点については、フィードバックしなければならない。また、不登校の方については学校以外の施設、例えば適応指導教室等があるし、三つ目の外国籍の方については国際交流協会等が各地区で日本語指導を行っているという実態もあるので、そこまで調査に入った方がよいのでは、という意見があればさらに精度を上げることはできるかもしれない。つまり、役所で分からない部分を今後深掘りするかどうかという点についてご意見をいただきたい。
- 一次調査は三つのラインで調査を行ったという点と、明確な結果が出なかったのは一つ目の戦中戦後の部分だった、という点については押さえていただければと思っている。
- (H) 今、調査結果についての話題だが、次の東京視察の部分を報告してもらい、視点を拡大して考えてみてもよいかと思うが。なかなか数字だけ見ても意見を出しづらいと思うので、先に視察の報告をしてもらったらどうか。

(2) 東京都教育庁訪問及び葛飾区立双葉中学校夜間学級視察について

<事務局>

- ・11月28日東京都教育庁等の視察について。
- ・現在8校。中学校夜間学級は昭和20年代から設置されてきた。学齢を超えた方で、義務教育未履修の方が対象。外国籍の方についても自国において義務教育段階の教育が修了している者は受け入れていないが、今年度の通知を受けて中学校既卒者も受け入れるように変更したとのこと。
- ・学級編成基準について1学級40名、日本語学級は20名。5月1日時点で420名在籍、うち85%が外国籍の方である。
- ・入学要件について。外国籍の方の場合、義務教育段階の修了を証明することが難しい国もあり、自己申告でも認めているケースもある。
- ・カリキュラムについては、夜間中学なので、中学校の教育課程が基本であること。
- ・入学の認定方法について。学校での面接後試験登校をし、最後に教育委員会が判断する。
- ・教職員の加配はしていない。定数内で指導をしている。
- ・金銭的な負担について。東京都は恵まれている。多くの区で、就学援助を行っている。教材費や給食費等を合わせて1万円程度の援助を行っている。
- ・不登校の要因の一つに発達障がいがあるのではないかといいことだが、実はこれが一番困っているとのこと。東京都では、現実的には受け入れられないものと判断しているようである。この点については文科省に問い合わせたい。

るが、明確な回答が得られていないとのこと。学校現場では現時点で対応することは難しいと捉えている。

- ・夜間中学を拡大することについては、東京都では積極的にとは考えていないとのこと。
- ・葛飾区立双葉中学校について。副校長から説明を受けた。
- ・80代の生徒もいる。中学校を卒業しているが学び直しの生徒も受け入れている。現在26名日本語学級が29名合計55名。最長4年間在籍できる。多くの生徒は、2年間で卒業している。それぞれ習熟度別。入級については毎日のように問い合わせがある。外国籍の方は7～8名の待機がある。学費は、月に1万円程度。
- ・夜間学級の3分の2の先生は、最初から夜間中学に働いている方々。若い人たちにノウハウを伝えていくのが難しい。

- (A) ただ今の報告について質問・意見を。
- (A) 加配はないけれども定数が多いということだが。
- (C) 別定数。夜間学級用の定数。
- (A) 双葉中学校に関してはどうか。
- (H) 教職員は13名。一つの独立した学校のような形となっている。夜間学級の副校長、そして、給食の栄養士等も配置されている。充実している。
- (C) 東京の場合は同一の敷地ではあるが、別の建物となっている。
- (A) そうすると別の中学という感じがする。
- (H) 本県の一関一高附属中学校のようなイメージ。校庭は一緒。昼の生徒との交流はほとんどないとのこと。
- (C) やはり、夜間中学の教員は夜間中学で異動するケースが多いとのこと。基本的には、全教科そろえる配置をしているとのこと。
- (I) 今年から入ってきた不登校の人たちは他の外国の方々と一緒に勉強しているのか。
- (C) 日本語学級ではない通常学級なので、そのクラスにいる外国の方とは一緒に学習している。年配の方も同じクラスにいて学んでいた。不登校だった生徒は、高校ではなく夜間中学を進路として選択したということのようである。
- (H) その点については、よほど保護者の理解がないと難しいという話も聞いている。あえて高校に行かないで中学校をやり直すということなので。その生徒は、夜間中学に通った後改めて高校の進学を考える、ということだった。
- (A) どのくらいのニーズのうち、どのくらい生徒が実際に学校に来ているのか、ということは分かるか。
- (P) 学校の周知活動は様々しているという話は聞いたが、どのくらいのニーズがあるかという具体的な数字は不明である。ただ、学校に通いたいという声は先ほどの説明のとおり。
- (A) 遠くから通っている生徒もいるのか。
- (P) 埼玉県や千葉県から通っている生徒もいるとのこと。ただし、都民ではないので、就学援助がないという課題もあるということを知った。
- (H) 都内に在勤していても学校には通うことができるとのこと。先ほど日本語学級の定数は20名という説明があったが、実際はもっと少ない人数で授業をしていた。
- (C) 視察の時は、1学級7名くらいだっただろうか。
- (E) 先ほど発達障がいの話があったが、岩手の場合、(障がいの程度が)細分化されていると思う。例えば支援学校に通う生徒、通常の学校に通って特別支援学級に通う生徒、通級指導を受けている生徒、また、通常の学級でも支援が必要な生徒もいる。東京都はどうか。
- (C) 話題になっているとのこと。夜間においても同じ状況。今後、より障がいが重い方が入学を希望した場合に対応が難しくなるのではないかと、という考えのようだ。
- (E) そのような生徒に対応するとすると、知識のある先生がいないと対応が難しくなることが考えられる。
- (C) その通りである。その部分がかなり厳しい点と思われる。外国の方への対応についても、実は日本語指導のプロパーがいるわけではないそうである。普通に入っている先生方が自分のスキルを上げながらなんとか対応しているという状況のようである。障がいの程度に応じて支援学校等、適切な就学指導をした方が本人のためではないかということのようだ。
- (E) 今回の報告で、夜間中学に対する外国人の方の必要性和不登校の方の必要性は違うと思っていたが、外国人の方も不登校の方も同じだという印象をもった。岩手もそのような方向で考えているのか。
- (P) その点についてのご意見もいただきたいところである。
- (H) あくまでも日本語を学ぶだけではないという前提は守りたい。基本は、中学校の内容を学ぶために日本語が必要だということ。日本語だけを学ぶのではない。
- (C) 今回視察した双葉中学校の日本語学級の方々はほとんどが高校を目指している。そのために、日本の中学校の卒業認定がほしい。日中、飲食店等で働いている方、遠い方は池袋だそうだが、そのような方々が電車で夜間中まで通い、卒業するとほとんどが高校受験を目指す。だから受け入れている。
- (H) 葛飾は離れているが、電車の本数もある。本県の定時制高校の場合、電車の本数はあるかもしれないが帰りの電車がいない。いろんな角度から考えないといけないと思っている。そうした点も踏まえてどのような到着点をめざしていったらよいか、ということをご意見いただきたい。

(3) 協議

- (A) それでは、協議に入る。二次調査に向けてのご要望、設置に向けてのご要望について。
- (E) 岩手に外国から来ている方はきちんと仕事している方が多い。でもその中でも学びたいと思っている人がいたら、どのように把握するのか。

- (P) 直接本人に意志を聞くしかないと思われる。
- (C) そうなると、地区ごとにある国際交流協会に調査を依頼することは可能と思われる。
- (E) そういうところでないといけない。
- (L) 東京の学校で学んでいる外国人生徒の年齢はどのくらいだったか。
- (P) 見た目での判断だが、10代後半くらいと感じた。
- (C) 学習をしている様子を見ると、母国では義務教育を終えているかもしれない、という印象を受けた。だから2年で教育課程をクリアできるのではないかと感じた。
- (L) そうすると盛岡で学校が開設された場合、10代とか若い方は来るとは思えないが。
- (C) 岩手の場合は、外国籍の子供も高校に入学している。岩手の場合は、10代後半で働いている人は少ないと思うが、状況は首都圏とは違う。
- (E) 高卒の履歴書をもって今以上の仕事に取組みたい方が東京では多い。
- (C) 双葉中に通っている生徒は、英検を受験すれば日本の子供よりはるかに成績は高いだろうといわれた。
- (N) 公立となっているが、市町村立で設置するということが。県立学校をつくることも可能なのか。県内には外国籍の方々が点在している。盛岡に1校設置したとしても来られない人がいると思うがどうか。学習機会の格差につながってしまうかもしれないが。
- (C) 設置の基本的な考え方は、市町村立。県立でつくってはいけないというわけではないが、現状は市町村立の学校。
- (N) 県立学校として、エスカレーターで高校に上がれるとよいのではとも思ったが。基本的に市町村立。そうすると、市町村では、校舎を新しく作るとか給食の問題等も出てくるかもしれない。
- (H) ニーズがあっても次に移ることができるかどうかは、また別の話。そもそも日本人の学び直しの問題と外国人の学び直しの問題とを分けて考えなければならない。
- (C) 岩手県の未就学者 1,731 人の内訳を見たとき、30代以下は極端に少ない。その方々に、夜間中に通うかどうかを確認するのは難しい。
- (M) 調査結果の夜間中学への希望が0というのはどう考えたらよいか。
- (C) これは、あくまでも夜間中学に関する問い合わせの件数。その点から各市町村では「0」と回答したものという認識でいる。
- (P) 岩手日報に本検討委員会の記事が掲載されてから、2件問い合わせがあった。1件は、「私は入学したいわけではないが検討を始めたのはよいことだ」という意見。もう1件は校歌についての要望であった。
- (E) しかし、問い合わせできるのは新聞を読むことができる人に限られる。
- (H) 40歳代で中学卒ではない人はいないと思われる。
- (C) 国勢調査の結果では1,731人のうち、40代は80人とのこと。
- (E) 40代はみんな卒業しているのではないか。登校拒否から不登校になった人たちではないか。だから、もう少し若い世代をリサーチしたほうがよい。
- (M) IIについて1(1)過去10年間の人数のうち、平成27年に不登校で中学校を卒業した生徒は231人、そのうち、高校に進学しなかった人数は27人。しかし、入学を望めば、27人も高校に行けたのではないか。それとも27人のために、夜間中学を設置するということなのか。IとIIについては、これらのデータから検討できると思うがどうか。
- (N) この27名に該当する部分について、中学校校長会でもこの問題について調査しているが、高校に行けない、というよりは行きたくないということが実態のようだ。そういう子供が学び直しをするだろうか。実際片手ぐらいの人数、さらにそこから学び直しをしたいという子供は極少数と思われる。ただ、そのような子供たちを出さないためにはどうしたらよいか、ということについては各中学校で取組を行っているところである。
- (M) どの程度の学力があれば高校に入学できるか、ということだが、現実的には夜間中学のルートを通らなくても高校進学は可能だろう。
- (N) 外国人を対象としているのは、多くの外国人を誘致しながら労働者人口を増やさなければならないという大きな流れがあるからだろうか。
- (I) 文科省の説明では、どちらかという労働関係のことを前面に出している。逆に、不登校の現役の中学生が夜間中学に入るということはあるのか。
- (N) それは、二重在籍になってしまう。
- (C) 現状の中では、昼の学校に行けないから夜間に通うとなると、義務教育制度が崩れてしまうことも考えられる。
- (B) 調査のことで市町村教育委員会の立場からお話をしたい。市町村の教育委員会ではだいぶ時間もかかったし、悩んだ部分もある。教育委員会では三つの方法で調べている。不登校は学校に深く調査を行った。首長部局に頼んだのは、外国人について。窓口で相談があったかどうかを聞いた。現実問い合わせはない。中学校卒業認定試験のことを広報でお知らせしているが過去に問い合わせもない。そこから判断した。ニーズの深掘りを、という意見もあったが、なかなか個別の調査までに入ることにはできない。特に70代から80代の方々については。新聞報道後の市町村への問い合わせもない。今後、認定試験の広報の際に、中学校での学び直しをしたいかというような希望調査を行うことも考えられるのではないか。必要性を把握できなければ、今日の結果をみても、すぐに夜間中学を作ってくれ、という状況ではない。東京のような歴史があるところと、歴史がないところとでは、教員配置の問題もある。きちんとニーズが出たらということになると思う。卒業していない子供については、いろいろ考えることもあるが、卒業しているのであれば、定時制高校等が県内各地にあるので、そのような探り方もあるだろう。市町村としては、新たに学校をつくることには慎重になるべきだ。他市の教育長とも相談している。いずれにしても一定のニーズが必要だ。

- (A) 二次調査をどうするか、ということ。設置しないということになった場合、B委員が言われたように、調査は続けるのか、検討をやめて調査も打ち切るか。
- (C) 是非ともこの部分は明らかにしたほうがよいという点があれば二次調査を行う。まずはよいということであれば二次調査は必要ない。ただし、検討を継続するのかどうかということ、重点や配慮事項についてのご意見はほしい。委員の皆様から今後の検討の在り方についてご提言いただければよいと思う。検討の結果でまとめとしたい。本日の意見をまとめて、たたき台を次回お示ししたい。
- (A) 二次調査については、やるか否か決めるとよいのではないか。国際交流協会への調査の可能性という点についてはいかがか。
- (L) 国際交流協会に聞けば、外国人を雇用している人たちにも調査していることが分かるのか。外国人を雇用している企業の経営者にも聞いてみる必要があるのではないか。
- (J) ニーズがないという結論は、この調査結果だけでは厳しい。Bさんの言う通り。これだけでは結論はだせない。
- (I) 視察の報告を聞くと、外国人の話は、高校進学を目指す方々のようだ。調査をするのであれば、高校進学の意味があるかないか、ということを確認することが大事であろう。日本語学校ではないということは理解してもらわなければならない。
- (H) 今、企業の立場からのご意見をいただいたが、企業にどこまで調査に入ることができるか把握することが難しいので、例えば悉皆でなくてもサンプル調査ということも考えられる。具体的な方法はこれからの相談となるが、その点は含みをもたせていただきたい。
- (E) 不登校の原因についても家庭の貧困が原因となっているケースもあるのではないか。その点については、生涯学習文化課や子ども子育て支援課などでデータもっている。今日のデータだけでの判断は難しい。
- (A) 調査は継続。具体はお任せする。
- (C) 不登校以外ということを想定しているので、調査の受け手も理解した上での回答だと思う。
- (A) それでは、二次調査に向けてということではよろしいか。

5 その他

- ・次回2月7日 県民会館。報告書をまとめて提示したい。
- ・第1回の会議資料が入っている。訂正があれば、申し出てほしい。

6 閉会

平成 28 年度第 3 回岩手県中学校夜間学級の設置に関する検討委員会

日時：平成 29 年 2 月 7 日（火）15:00～16:00

場所：県民会館 第 4 会議室

1 開会

2 あいさつ

<川上圭一教育次長兼学校教育室長>

- ・本日は第 3 回の検討委員会。半年が経過して最後の検討委員会でもある。これまでの協力を感謝。
- ・これまで、ニーズ調査、先進地視察を経て、夜間中学の在り方について伺ってきた。
- ・平成 28 年度の研究事業であり、まとめが必要となる。
- ・報告書の案を提示することとなっているので、検討をよろしくお願ひしたい。

3 出席者確認

4 説明・協議

(A) それでは、二次調査の概要・結果の報告を。

(事務局) 1 月 5 日に国際交流協会を通じて各市町村に依頼。前回事業主への聞き取りについては、国際交流協会へ依頼する調査で一本化できると判断した。1 月下旬に調査結果の報告があり、A 市から 7 名の回答をいただいた。7 名の方が夜間中学を希望しているが、いずれも母国で義務教育を卒業している。そのうち、2 名が高校進学を希望しているが、高校進学、中学校卒業認定を深刻に希望しているということではないということであった。「できれば行きたい」というニュアンスのようだと報告を受けた。もう一人のアメリカ人も同様であった。今回の調査は、「希望があった場合は報告を」ということで行ったが、B 市からは、声をかけたが回答が無かったとの回答もいただいた。

(A) では、報告書（案）について。

(事務局)

1 頁は研究概要。

2～6 頁は先進視察の内容。

7 頁からニーズ調査について

→戦中・戦後混乱期の方のデータは C 市からのデータを元に算出。平成 22 年度の国勢調査をベースにした。他の市町村もこれにならって算出。1950 年以前 1,276 名。

8 頁→約 200 名の不登校。高校に進学しなかったのは、進学できないというより進学したくないという状況であることを中学校長会から情報提供があったもの。②の不登校以外の事情で学校に通えないのは、平成 27 年度に 1 名。追跡調査すると、進学についての保護者と生徒の意識のずれが原因。家庭の貧困とは違う状況であった。

12 頁は一次調査の考察。→考察の読み上げ。

「5 考察」ABC

これまでの問い合わせは 1 件。

13 頁は二次調査。75 か所に依頼。A 市から回答（読む）

14 頁→(1) 視察調査から課題が明確になった。(2) 一、二次調査から、現時点で具体的なニーズは把握できなかった。不登校 200 名前後のうち、高校進学しないのは、1 割程度。環境はある程度整備されており、進学していない生徒が学び直しを求めているケースは少数である。

15 頁。重要な意見を中心にまとめた。

結果を受けて、本日最終的にご意見をいただきたいのは、16 頁の検討委員会のまとめについて。

今回 3 回の検討委員会の報告案をまとめたが、ご意見をいただきたい。

(A) 調査の結果についての質問はあるか。

(B) 外国籍の方について。これらの方は県立高校に入学可能なのか。

(C) 県の規定では、外国籍の方はその国での卒業が証明されれば受験可能である。

(B) 選抜された上で、合格判定をするのか。

(C) 事前の面接は行う。その後入学してもついていけるかどうかを検討する。入試の際の実際の対応としては、問題にルビをふることを行っている。

(A) 二次調査で希望が出た 7 名は研修生として来られている方々か。

(事務局) そこまでは把握していない。

(A) 調査対象の方は、夜間中学について十分な理解をしているのだろうか。通学についてはどう考えているのだろうか。

(事務局) 市の担当者に聞いてみたが、そこまで夜間中学のことを把握していないようである。担当者も十分に夜間中学のことを理解していないようであった。

(A) 他に意見がないようでしたら。次案について。

<報告書案について提案>

(D) 一戸町の未就学者が極端に多いのはなぜか。

(事務局) 国勢調査を基にしているのですが、明確な理由は不明。

- (E) こういう表記もあった方がよいのではないかと、という点にも触れていただきたい。例えば、外国籍の人を受け入れる場合は、日本語学習だけを勉強するということがないように、というご意見も検討委員会であったと思うので、そうした点も明記した方がよいと考えている。そのようなご意見をいただくと事務局としてはありがたい。
- (B) 報告の仕方をもっと工夫してはどうか。ニーズの概要は把握ができたところがあるが、潜在的なニーズについては実は把握できなかったと思われる。できなかったと書くよりは、法の趣旨に沿ったニーズが顕在化している状況ではなかったと書くことが正しいのではないのか。ただし、一方では潜在的なニーズの可能性については確認ができたと感じている。法制度の趣旨の周知の取組については今後徹底する。関係窓口を常設するとか明確化する、その上で調査を継続するということをきちんと記した方がよいだろう。一回目でニーズがつかめた、という表記よりはニーズがしっかりとつかめた際には検討します、の方がよい。夜間学級設置の必要性が低いというよりは、設置に至るまでのニーズについて十分な確認はできなかったということであろう。いろんなパターンの方がいるわけで、代替的な対応の仕方というのは様々あるので、個別事案に応じながら様々な手段を講じ、それぞれのニーズに対応しながら、本来の法の趣旨に即した在り方を今後模索していくという書き方になるだろう。中学は卒業しているということであれば、中学さえも卒業していないというような法の趣旨からすれば、外れているということになる。
- (A) 他にいかがか。この報告書は文科省に対して報告するという趣旨で作成するのか。
(事務局) 文科省への報告もあるが、市町村に情報提供をすることも考えている。
- (A) そうするとこの調査報告を受けて各市町村がどう判断するかということになるか。
(事務局) 夜間中学の設置に向けての手引きが1月末に届いたところ。いっそう検討してほしいというものであった。市町村教委へ昨日送付したもの。
- (F) まとめるところが簡素すぎはしないか。12頁あたりだと、類型化して考察している。市町村へ設置にむけて情報収集をしてくださいということであれば、課題についても記載してよいのではないかと。その方が、調査研究した形になるのではないかと。もう少し丁寧に具体的に表記したほうがよいという印象をもった。
- (A) 市町村にはこのままの形で行くのか。
(事務局) その通り。
- (A) 他には。
- (G) 確認だが、方向性としては①現時点では、中学校夜間学級のニーズが薄いということ。②文科省の示した義務教育未修者、入学希望既卒者、不登校、そして外国籍の方という分け方にそって検証結果を入れ、方向性としては現時点ではすぐ設置しなければならないということはないという考え方を盛り込む。ただし、潜在的には外国人も増えてきているので、今後については調査を続けながら、ニーズに対応していくことも考えなければならない。また、本県の夜間中学とすれば、当初は中学校の卒業資格を認定するという趣旨だったが、最近は、中学校を終わっていてももう一度勉強してみたいという人、不登校だった生徒、あるいは外国籍の方が日本語を習いたいとか、そうした方々への対応はこの制度だけではなく、別の対応も検討していきたいという提起をするという方向性でよろしいか。いずれにしても可能性を消すわけではない。皆さんのご意向はこのような方向でよろしいか確認したい。
- (H) 県教委は、短時間で様々な調査を繰り返し、意見を汲んでいただけてありがたい。1週間前に8市町村の教育長との話があった。この話題についても協議した。教育長は、ニーズがあるか否かについては、情報を得ていない状況であった。法律もできたので、ニーズについては市町村も把握をしていくことが必要という意見をいただいている。法の趣旨を理解して、こういうことをやろうとしていることの共通理解が必要。日本語の学習の場になっているという他県の例もあるが、担当窓口を決めて、このような検討をしていくべきではないか。
- (G) 実際に夜間中学の設置となったときに、人を具体的に配置することとなった場合は県のスタンスが問われることとなる。現時点では必要がでてきたら考えなければならないという状況。実際学校設置となれば市町村で設置するのか県なのか、という議論も必要になる。
- (A) いただいた意見を踏まえて、事務局に報告を依頼するということがよろしいか。これで協議を終了する。

5 その他

6 閉会

平成 28 年度岩手県中学校夜間学級の設置に関する検討委員名簿

氏 名	役 職 等
塚野 弘明	岩手大学教育学部教授
熊谷 雅英	滝沢市教育委員会教育長
久保 智克	盛岡市教育委員会学務教職員課長
佐藤 進	岩手県中学校長会常任理事（盛岡市立上田中学校校長）
五十嵐のぶ代	岩手県PTA連合会会長
鈴木 寛隆	盛岡市PTA連合会会長
紺野 好弘	盛岡教育事務所教務課長
川上 圭一	岩手県教育委員会事務局教育次長兼学校教育室長
佐々木 亨	岩手県教育委員会事務局教育企画室特命参事兼予算財務課長
佐々木 哲	岩手県教育委員会事務局教育企画室学校施設課長
荒川 享司	岩手県教育委員会事務局教職員課小中学校人事課長
高橋 市子	岩手県教育委員会事務局学校教育室学校企画課長
岩井 昭	岩手県教育委員会事務局学校教育室高校教育課長
木村 久	岩手県教育委員会事務局学校教育室高校改革課長
藤岡 宏章	岩手県教育委員会事務局学校教育室義務教育課長
三浦 隆	（事務局）岩手県教育委員会事務局学校教育室主任指導主事
帷子 誠	（事務局）岩手県教育委員会事務局学校教育室指導主事
三浦 秀行	（事務局）岩手県教育委員会事務局学校教育室主任指導主事

